

令和4年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年12月9日(金)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	16番 富田行博委員 19番 矢倉篤實委員
出席推進委員	能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 西村茂春委員 松本裕三委員 米澤美憲委員 福島公明委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 石岡主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 下限面積（別段面積）の設定について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第9回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号4番の岩佐委員と議席番号5番の大太委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、16番の富田委員と19番の矢倉委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の訂正をお願いします。19ページ利用権設定各筆明細農地中間管理権を取得する場合の取得理由の内、B相對の契約から中間管理

事業への切替1件を0件に訂正願います。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号25の米原6丁目から5ページ番号33の淀江町小波について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号25番の米原6丁目の議案について説明いたします。米子北高校近くにありますが、田2筆612平方メートルの農地を遠方に居住されている兄弟と、この度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は36アールです。

番号26番の蚊屋の議案について説明いたします。県立米子養護学校近くにありますが、田1筆1562平方メートルの農地を圃場近くの譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は大山町の農地と合わせて33アールです。

番号27番の両三柳の議案について説明いたします。スーパーマルイ両三柳店近くにありますが、田2筆、畑2筆1304平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は71アールです。

番号28番の和田町の議案について説明いたします。デルパラ弓ヶ浜店西に位置します、畑1筆714平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は20アールです。

番号29番の大崎の議案について説明いたします。大崎駐在所近くにありますが、畑1筆132平方メートルの農地をこの度合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は36アールです。

番号30番の奥谷の議案について説明いたします。米子南クリニック近くにありますが、田1筆1766平方メートルの農地を隣接耕作者がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は221アールです。

番号31番の河岡の議案について説明いたします。新河岡橋近くにありますが、畑2筆479.26平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は196アールです。

番号32番の淀江町稲吉の議案について説明いたします。稲吉集落近くにありますが、田2筆、畑1筆2203平方メートルの農地をこの度合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は282アールです。

番号33番の淀江町小波の議案について説明いたします。塩川公園近くにありますが、畑1筆323平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は146アールです。3条許可案件は以上9件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

4ページ25番の米原6丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大田推進委員

現地調査は11月29日に大太農業委員と行いました。場所は、北高から自衛隊道路に抜ける途中の田です。兄弟間の売買という事ですが、今管理をして稲作をしているのが譲受人です。軽トラ、コンバイン、田植機等を確認しており、問題なく営農を継続できると思いますので、ご審議よろしく願いします。

議長（田邊会長）

続いて、26番の蚊屋について担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

現地調査は11月20日に田邊農業委員と行いました。場所は伯耆大山駅から真っ直ぐ南に行った米子養護学校の前です。譲受人は、今まで非農家だったので、本当にされるのかを確認しました。耕作機械は近所の方が貸与するという書面をいただいています。3日前に現地を確認したところ、トラクターできれいに整地されていました。申請地は譲受人の隣地で便利な所です。ここで野菜を作る計画で問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

続いて、27番の両三柳について担当委員さんから補足があればお願ひします。

大縄農業委員

12月1日に山中推進委員と現地確認を行いました。草がちょっと生えていますが、ちゃんとした畑です。特に問題ありません。

議長（田邊会長）

続いて、28番の和田町について担当委員さんから補足があればお願ひします。

米澤推進委員

現地調査は12月2日に井田農業委員と行いました。現地は無花果とか梅の木等の果樹が栽培されており、非常によく管理されていました。譲渡人は一人になり維持管理が難しくなったため、友人である譲受人に相談し、有償譲渡で所有権を移転することで合意されました。許可については問題ないと思われまますので、審議の程、宜しくお願ひします。

議長（田邊会長）

続いて、29番の大崎について担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

現地調査は12月6日に一人で行いました。これは、贈与となっていますのは、昨年交換で譲渡人が受けて、今回贈与という形になっています。現地は苺や花が植えてありました。許可については全く問題ないと考えますので、宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

続いて、5ページ30番の奥谷について担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

現地調査は11月26日に小林推進委員と行いました。画面を見てもらえば分かるように、現在は境界の無い1枚の田です。譲受人が現在全てを耕作しています。譲受人の田は現在、右側3分の1位で、その田には進入路が無いため今回の売買で進入路を確保しようと考えておられます。売買後も現況は変わりませんので、許可については問題ないと思われまます。

議長（田邊会長）

続いて、31番の河岡について担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

本件は、譲渡人が高齢となり、管理、耕作が出来なくなったため、隣接地に住む譲受人とこの度売買が成立したものです。譲受人はここで野菜等を栽培する予定です。なお、該当物件は2筆に分かれており奥側の275.26平方メートルは登記簿上は宅地となっていますが現況は畑で農地台帳にも登載されています。現地調査は11月28日に事務局と行いました。2筆共に適切に管理されていました。許可については問題ないと考えますので、宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

続いて、32番の淀江町稲吉から33番の淀江町小波について担当委員さんから補足があればお願いします。

事務局（妹尾係長）

32番について、事務局が代わりに補足説明いたします。同じ地区内の譲渡人が高齢になったため農地の処分を考えられた所、近所の譲受人が引き続き耕作しても良いという事で、贈与の話がまとまりました。富田農業委員と田中推進委員が11月25日に現地調査をされ、問題ないとの報告を受けています。現状でも適切に管理されており、そのまま引き続き耕作をされると伺っています。ご審議を宜しくお願いします。

長澤推進委員

33番淀江町小波について、11月23日に富田農業委員と現地調査を行いました。許可については特に問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

関本農業委員

26番について伺います。譲受人は会社員だと聞いていますが、会社勤めをしながら農業をして行くという事ですか。

事務局（妹尾係長）

事務局より説明します。この申請については、常時従事者は譲受人ではなく、譲受人の反対隣にご両親が住んでおり、その方々が仕事をリタイアされていて、常時従事者として従事されます。

能登路推進委員

譲受人は、会社勤めをしながら、兼業で農業経営をやっていくという事を確認しています。

議長（田邊会長）

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

事務局（石田主任）

先に、事務局よりこの度申請が出ています太陽光発電施設を目的とした農地転用に関する事で補足説明をしたい事がありますので、少しお時間をいただきます。お手許にお配りしている平成30年7月17日付け、農地に太陽光発電設備が設置される場合の留意事項についての2ページをご覧ください。真ん中あたりの、第2通常の太陽光発電設備の場合の転用許可申請と書かれている所ですが、こちらに添付書類が記載してあります。次ページの（ク）事業の実施に関して、許可・認可・協議等を要する場合はそれを証する書面が必要です。その中で②電力会社の連携承諾書についてです。今回の総会では6件太陽光発電施設を目的とした農地転用許可申請が出ていますがその内5件、議案番号で申しますと、101番夜見町、103番河崎、105番と106番陰田町、110番福万の案件については、現時点で電力会社による連携承諾書出て来ておりません。しかしながら、お手許の通知にあります通り、連携承諾書の申請中の場合はその旨が判る書類を確認すると共に、承諾がされ次第提出する様指導を行い、連携承諾書が提出されることが許可条件である旨の意見を付して許可権者である県に送付するという事が書かれており、この度の当該5件についても申請中であることが判る書類は既に事務局で確認しています。あとは、承諾書が提出される事が許可条件である旨の意見を付して送付する、という事を県とも協議済みです。なお、議案番号102番の両三柳の案件については、電力会社の連携承諾書添付されている事を申し添えます。以上です。

議長（田邊会長）

それでは、7ページ番号99から番号101の夜見町について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

3件ありますので、まず、番号99から説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的については、譲受人は個人事業で元々は自動車修理業をやっていましたが、ここ最近から薪・原木の製造・販売を営むようになりました。確認した所、薪ストーブやキャンプの流行により、薪の需要が増えてきておりその事業に関連した資材置場を計画したものです。薪は約2年間乾燥させるため、保管場所が必要だという事です。11月27日に西村推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画について、

造成はせず、除草・整地のみを行い、隣地境界との間に1メートル以上の緩衝地を設けます。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて、100番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的については、お寺の駐車場を計画したものです。夜見町に一軒だけあるお寺です。ここ最近お寺での葬儀や寺子屋事業が増えてきており、駐車場が足りなくなったため、檀家の方からの寄進により転用申請をされました。11月27日に西村推進委員と、現地確認を行いました。先に夜見町〇〇〇〇の被害防除計画について、造成計画は、26～120センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、東側にL型擁壁高さ70～110センチメートル、その他は土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生は問題ありません。次に夜見町〇〇〇〇の被害防除計画書について、造成計画は、28～45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にL型擁壁高さ80センチメートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生は問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて101番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設及び駐車場を計画したものです。11月27日に西村推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、農道使用にかかる同意、地役権者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ番号102の両三柳から9ページ番号104の安倍について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

102番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月1日に山中推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、農道使用にかかる同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、4名中2名について隣接農地所有者の同意書の添付がないことについて、一人は事業内容について説明したが、反対とまではいかないが同意はしかねる、もう一人は何度か自宅へ訪問したがまだ会えていない旨の理由書が添付されておりました。その理由書には、万一転用することによって付近の土地、作物等に被害が及ぶ場合は、転用申請者及び当事者間において誠意をもって解決いたします、ということも合わせて記載されております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて103番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月1日に山中推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが現状のまま利用します。防護柵は高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。農道使用にかかる同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接農地所有者の同意書の添付がないことについて、まず共有者3名の隣接農地が2筆ありますが、3名中2名は県外在住で会えておらず、残り一名は市内在住であり何度か自宅へ訪問したがまだ会えていないとのことであり、また別の隣接農地所有者の1名について、何度か自宅へ訪問したがまだ会えていない旨の、理由書が添付されておりました。その

理由書には、万一転用することによって付近の土地、作物等に被害が及ぶ場合は、転用申請者及び当事者間において誠意をもって解決いたします、という内容も合わせて記載されております。農地区分は、300メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

三島推進委員

104番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、母親の土地を借りて一般住宅を計画したものです。12月1日に大縄農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等ですが、コンクリート高さ20センチメートルを2～3段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接農地所有者のうち1名は登記簿上の住所を尋ねたが更地になっており、所有者を探し当てることができなかつたため同意書の添付ができない旨の理由書の提出がありました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

森中推進委員

太陽光発電施設の譲受人は県外業者ですが、許可後の管理はどの様にされるのか、事務局に確認したい。

事務局（石田主任）

転用申請者は、県外事業者ですが、実際には山陰に支社を持つ会社が間に入っており、そこが管理をすると聞いています。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号105から番号106の陰田町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

佐々木推進委員

105番と106番議案は同一の方ですので、一緒に説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月1日に小西農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、現状のまま利用します。防護柵は高さ1.2メートルのものを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、農道使用にかかる同意を確認しております。なお、105番、106番とも、各1名の隣接農地所有者の同意書の添付がない理由について、何度か自宅へ訪問したがまだ会えていない旨の上申書が添付されておりました。その理由書には、万一転用することによって付近の土地、作物等に被害が及ぶ場合は、転用申請者及び当事者間において誠意をもって解決いたしますという内容も合わせて記載されております。この内、一名は私が自宅を訪問し、承諾を得ています。もう一名は高齢のため私は会えていません。2名とも現在耕作はしておらず、草刈等の保全管理のみです。農地区分は300メートル以内に米子西インターチェンジがある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号107から10ページ番号108の高島についてですが、この案件は、私の担当地区で、担当委員として説明を行いたいと思いますので、議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（中本会長職務代理者）

会長職務代理者の中本が議長を務めさせていただきます。それでは、番号107から番号108の高島について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田邊農業委員

107番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は隣接する譲受人の既存車両置場の拡張を計画したものです。12月5日、私、箕蚊屋ブロックの農業委員1名、森中推進委員と事務局で、現地確認済みです。造成計画は、高さ最高1.2メートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ1.7メートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。水路を隔てているため、直接隣接している農地はありません。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の2分の1を超えない場合は転用が認められています。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて、108番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は住

宅敷地の拡張です。12月5日、私、箕蚊屋ブロックの農業委員1名、森中推進委員と事務局で、現地確認済みです。造成計画について、除草・整地のみ行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の2分の1を超えない場合は転用が認められています。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（中本会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（田邊会長）

続きまして、番号109の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

109番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場を計画したものです。12月2日に尾坂推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、○○○○は現状のまま利用します。○○○○は高さ30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、○○○○敷地周囲に土羽打ちを行います。雨水の排水につい

て地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区の該当はありません。農地区分は、〇〇〇〇は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設が等がある農地で第3種農地に該当します。〇〇〇〇は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号110の福万について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

110番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月28日に事務局と、現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用します。周囲に高さ1.2メートルの防護柵を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。鴨ヶ池土地改良区の意見書を確認しています。なお、東側隣接に農地がありますが、所有が死亡しており現在休耕中で連絡が取れず、隣接耕作者の同意はありませんが、譲受人、私等の関係者から上申書の提出を受けており、万が一転用することによって問題が生じた場合には誠意をもって適切に対応する旨の記載があります。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地でその規模が10ヘクタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号111の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

111番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸駐車場です。12月1日に一人で、現地確認を行いました。造成計画について、高さ10～30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁は周囲にある既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

田中農業委員

よく、駐車場とか資材置き場等で雨水排水が地下浸透で問題ない、と言うのをよく聞くのですが、これだけ異常気象が起こって地下浸透で問題なしと言うのも何か引っかけると感じています。一定面積の分は多少牽制球を投げかける意味でも大体大雨の時にはこの辺の所を考えているよと言う様な事を書いて出してくださいとか、そういう事を多少投げかけても良い様な気がするんですけども、どうでしょうか。

事務局（日浦局長）

今、委員から提案がありましたので、例えば弓浜地区と淀江地区とかでは土質も違うと思いますし、ケースバイケースであろうと思いますので、まずはそういう投げかけをしてみて、裏付けが取れる物とか先程おっしゃっていただいた内容に沿えるように考えて参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

森中推進委員

1 1 1 番の議案ですが、転用目的が貸駐車場となっており、売買で買って、又それを貸駐車場に出す。農地区分も第2種農地で代替地無という様な転用理由になっているが、転用の許可として、事務局はどの様に考えているのか。

事務局（日浦局長）

譲受人は、隣にある事業所の経営者で、個人で買って従業員用の駐車場を作るというのがこの度の内容です。代替地については、周囲に1種農地が多くて、代替地は無しという事で今回の申請が出たと考えています。

森中推進委員

従業員の駐車場という事になると、転用目的が貸駐車場になるのか。

事務局（日浦局長）

この度の申請に、土地賃貸借契約書という事で、個人から会社へ貸し付けるという契約書の添付もありますので、個人から会社への貸し付けが成り立っていると考えています。

議長（田邊会長）

続きまして、11ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号12-1から16ページ番号12-10までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14頁番号12-1は新規設定です。

番号12-2、番号12-3は再設定です。

番号12-4は新規設定です。

番号12-5から16頁、番号12-10は再設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、19ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号12-1から26ページ番号12-24までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。19ページ番号12-1から26ページ番号12-24まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので21件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、29ページ番号1から34ページ番号16までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。30ページ番号4は新規就農者で、初めての配分です。そのほか29ページ番号1から34ページ番号16は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

まず、番号1から番号15まで、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号16について採決したいと思います。関係者の関本委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、37ページ、議案第5号をお願いいたします。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案第5号下限面積（別段の面積）の設定についてご説明いたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定について提案します。農地法3条における下限面積とは、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めているものです。下限面積は、農地法施行規則の設定基準により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積で定めること。また、設定区域内において、下限面積未達の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。以上の基準を踏まえ、農業委員会では毎年下限面積の検討をすることになっています。この度の設定方針としては、変更を行わないという提案を致します。農地台帳による集計の結果、一部の設定区域内において、現行の下限面積以上の農地を耕作している農家が増

加し、設定区域内の経営面積別の比率から下限面積の変更を行わない事が適当と考えられたためです。議案39ページをお願いします。各区域の現行の下限面積を表示しています。次に議案40ページをお願いします。設定区域ごとの経営耕地面積別農家世帯数一覧を表示しております。区域としては上から三つ目の、福生・福米をご覧ください。当該区域は、下限面積20アールと設定しておりますが、世帯数が減少傾向にあり、経営面積別の世帯数から計算される構成比が10アールから15アールと15アールから20アールの世帯の合計でおおむね40パーセントに達しない状況となっております。福生・福米地区の下限面積は以前引き下げたところであり、変更を行わない提案をするものです。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

40ページの経営耕地面積農家世帯一覧について、崎津は大篠津、和田と同じ分類の方が良いと思います。来年集計する時に、地域特性もあり、彦名、彦名新田と一緒にではなく大篠津、和田と同じ分類にして欲しい。

事務局（妹尾係長）

崎津地区について、単独で計算した場合も30アールまでの世帯数は38パーセントで、面積的には同じ程度の経営面積になりますので、一緒にさせていただきました。また、予てより農業新聞でお知らせしている通り、来年度下限面積の撤廃が予定されています。設定の変更については農地法の改正を見ながら検討させていただきたいと思います。

角農業委員

崎津は以前は大農家が多くて、1町位持った農家が100軒位ありましたが、離農して今は10人程になりました。昔の大農家の人が農地を売りたいと思っています。一方、退職後の人が1反、2反買って農業をしたいと思っても買えない現状ですが、そういう人にも門戸が開けると良いと思っています。

森中推進委員

相続と贈与について、相続には下限面積は無いけれども、贈与の場合には同一世帯内でも下限面積の適用がある。実際、下限面積が足りず、世帯内贈与出来ないケースがあるが、改正法でこの点はどの様になるのか。

事務局（妹尾係長）

下限面積が撤廃になるという話しか聞いていませんが、相続以外については下限面積の適用になっていますので、令和5年度以降について下限面積が撤廃されることにより、贈与での3条が認められると考えています。但し、撤廃されるのは下限面積だけで、他の要件については、引き続き存続すると聞いています。

議長（田邊会長）

他にご意見ご質問等ございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を設定することに決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

4 1 ページの農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1 件を受理しています。

次に、4 2 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2 件を受理しています。

次に、4 3 ページから 4 5 ページの農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6 件を受理しています。

次に、4 6 ページから 4 7 ページの非農地現況証明について、7 件を証明しています。

次に、4 8 ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1 件を回答しています。

次に、4 9 ページの農地転用現況確認書交付について、1 件を交付しています。

次に、5 0 ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1 件を証明しています。

次に、5 1 ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3 件報告を受けています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

関本農業委員

事務局にお尋ねしたい。使用貸借を、本人から本人というのは存在するのですか。

事務局（妹尾係長）

今回の議案に載っているものについては、所有者が本人ではなく、亡くなられたお父様が実際の登記名義人で、2 分の 1 以上の相続持ち分をもって、本人から本人への使用貸借という形になっています。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

船越農業委員

事務局に伺いたい。先程、来年度から下限面積の撤廃されるとの事だが、農業委員として3条申請4条申請5条申請出てくる中で、特に3条にあたっては、下限面積が非常に大きなウェイトを占め、判断をする上で大きなポイントだったのですが、そこが撤廃されるとなると農業委員として農地を守っていくという視点からした時に、国の何かしらの指針のようなものは、あと5か月を切っていますが、情報は入っていないのでしょうか。あれば、情報提供して欲しい。

事務局（妹尾係長）

ご質問ありがとうございます。説明が足りていない部分だと思っています。国からは先日の説明会において、下限面積が無くなることにおいて、訴訟に耐えるだけのチェックリストなり、確認事項を各市町村に下して頂けると聞いていますが、未だに頂戴していません。受け取り次第、委員さん方にも広報させていただいて、新たな3条の許可要件の資格の確認という事でご協力頂く事になろうかと思えます。併せてあくまでも土地の先行取得にならないように、家庭菜園を取得されるための3条ではなく、農地の取得という事には変わらないと思っていますので、引き続き3条の要件確認を宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

事務局（石岡主任）

標準料金表関連ですが、先月の総会でネギの土あげについてどの様に取り扱うのが良いでしょうかというアンケートをお願いしましたが、その結果をお配りしています。ご協力ありがとうございました。様々なご意見をいただきましたが、令和5年度標準料金表の希望額調査票のひな形をご用意しようと思っておりますので、方針についてご協議いただければと思います。宜しくお願いします。

議長（田邊会長）

今アンケート結果が出ていますね。これについて、変更する、削除する、変更しないを検討するという事ですか。

事務局（石岡主任）

そうです。どうするかという結論を出していただいて、それを基にした希望額調査票をお作りして今月中に皆様に送付いたします。

議長（田邊会長）

先月のアンケート結果を教えてください。

事務局（石岡主任）

上から読み上げます。ネギ農家の実態に沿った項目に変更するについて2名の委員から回答をいただきました。外の作業と中の作業で区別するというのに1名の委員から回答を得ました。植え付け作業土寄せ除草作業等管理、消毒作業、収穫作業等細分化するか若しくは全般

作業として統一するについて、2名の委員から回答を得ました。土寄せに合わせて作業項目毎の標準額を加算する、に1名の委員から回答を得ました。ネギ関連作業（機械消耗費含む）に1名の委員から回答を得ました。以上変更するに7名の委員から回答を得ました。削除については合計2名の委員から回答を得ました。変更しないについては、10名の委員から回答を得ました。

議長（田邊会長）

それぞれ7名、2名、10名の委員から回答がありましたが、皆さんの意見を聞かせてください。数でいうと変更しないが10名ですが。

井田農業委員

私は、変更しないと回答しました。和田は、受けてくれる人がいないので、変更する必要がありません。

議長（田邊会長）

ただいま、変更しないという意見が出ましたが、皆さんどうでしょうか。決を採りますか。

決を取ります。変更するに賛成の方の挙手を求めます。削除するに賛成の方。変更しないに賛成の方。

では、変更しないと決定します。

事務局（石岡主任）

ありがとうございました。本日のお話を基に近日中に希望額調査票を送付いたしますので、引き続きご協力をお願いします。

議長（田邊会長）

他にございませんか。それでは、事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

1月10日（火）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、1月定例総会を開催予定としております。

次に、1月の農地相談会は、ありません。2月に崎津公民館と加茂公民館で予定しています。

次に、12月分の活動実績報告書ですが、1月4日（水）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

事務局（日浦事務局長）

以前ご説明いたしました、義務教育学校の候補地が決定しましたので、担当課から説明をいたします。

（教育委員会事務局子ども政策課東森課長補佐が説明）

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時9分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員